

長坂埋立地浄化センター汚泥収集運搬業務委託 仕様書

長坂埋立地浄化センター汚泥収集運搬業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	長坂埋立地浄化センターの施設保守管理のため、貯留槽の汚泥を引抜き運搬する。
2	履行期間	令和2年11月1日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目3270番地 長坂埋立地浄化センターほか
4	業務内容	貯留槽の汚泥の引抜き、搬出投入(搬出先:下町浄化センター 横須賀市三春町2丁目1番地)
5	特記事項	履行期間満了日までに、委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格等を有すること。 (1) 受託者は右記バキュームダンプ車の使用権原を有すること。タンク容量9.5kL以上かつ最大積載量10t以上。 (2) 横須賀市又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)を有すること。
8	予定数量	127回(9.5m <sup>3</sup> /回)
9	契約方法	単価による業務委託契約: 単位(円/回)
10	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
11	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
12	監督員 連絡先	資源循環部資源循環施設課 伊藤 智明 TEL 046-822-8530

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</li> <li>本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</li> </ul>
--------------------------	---

## 内訳書(単価契約用)

(税抜き)

No.	案件名	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	長坂埋立地浄化センター汚泥収集 運搬業務委託	回	127	13,000	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。

## 長坂埋立地浄化センター汚泥収集運搬業務委託業務内容

### 1. 作業車両

- ① 受託者は、委託業務を円滑に遂行するために、タンク容量9.5kL以上、かつ、最大積載量10t以上のバキュームダンパー車を使用すること。
- ② 使用する車両は、受託者が使用権原を有する車両であること。
- ③ 使用する車両は、不測の事故に十分対応できる自動車保険(任意)に加入していること。

### 2. 引抜き・搬出・搬入先

- ① 受託者は汚泥貯留槽の汚泥引抜きを行い、汚泥を横須賀市上下水道局下町浄化センター(横須賀市三春町2丁目1番地)に搬入すること。
- ② 搬入は、平日の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。
- ③ 年末年始(12/31～1/4)は原則として引抜き・搬出・搬入は行わない。
- ④ 業務の日程、時間及び現場での執行は監督員の指示による。  
予定外の搬出作業がある場合は、前日の17時までに連絡をすることで対応をすること。
- ⑤ 予定汚泥量 9.5m<sup>3</sup>/回
- ⑥ 1日の搬入量は、最大50m<sup>3</sup>までとする。
- ⑦ 業務上、場内の弁等の作業が必要な場合は、長坂埋立地浄化センター委託職員に許可を得ること。

### 3. 報告・提出義務

- ① 業務において事故等が発生した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
- ② 受託者は、汚泥収集運搬業務委託実施確認書(別紙1)及び汚泥収集運搬管理票(別紙2)を監督員、写しを長坂埋立地浄化センターへ翌月5日までに提出をすること。

### 4. その他

- ① 受託者は、市が行う委託業務に関する調査の立入を拒むことはできない。
- ② この仕様書に定めのない事項は、双方で協議するものとする。
- ③ 発生した汚泥は積替、保管は行わず速やかに搬入先へ運搬すること。
- ④ 汚泥貯留槽の引抜き・清掃・搬出投入時に延長ホース等を使用する場合の費用は、受託者の負担とする。

以上

## 長坂埋立地浄化センター汚泥収集運搬業務委託実施確認書

住 所  
氏 名

⑨

令和 年 月分

日	曜日	回数	汚泥量	長坂浄化センター確認⑨	下町浄化センター確認⑨	備 考
合計	日	回	m <sup>3</sup>			

# 長坂埋立地浄化センター汚泥収集運搬管理票 正・副

整理番号		運搬年月日	年	月	日
汚泥運搬量	m <sup>3</sup>				
運搬業者名	印				
運転者名			車両番号		
資源循環施設課確認	印	下町浄化センター確認	印		
備考					